

伊藤マンション管理士事務所通信

2022年(令和4年)3月25日
第00083号(隔月発行)

編集／発行者：伊藤マンション管理士事務所
住所：神奈川県相模原市南区旭町15-33-710
電話：042-851-5056
URL: <https://www.ito-mankan.com/>

使用なら消防法 上の扱い変更で 管理組合の負担増

大阪市淀川区のマンションで障害者用グループホーム(GH)として住戸を賃借使用する社会福祉法人に対し、管理規約違反として管理組合が区分所有法に基づく行為の停止などを求めた。裁判の判決が1月20日、大阪地裁であった。龍見昇裁判長はGHに対しての使用停止と、管理組合が法的措置に要した実費相当額として求めた約85万円を法人側に支払うよう命じる判決を言い渡した。

判決では、GHとしての住戸使用を「規約違反」と認定。GH使用者は自動火災報知設備の設置義務を負うことなどから、GHNで障害者用グループホーム(GH)として、住戸を賃借使用する社会福祉法人に、管理規約違反として、管理組合が区分所有法に基づく行為の停止などを求めた。裁判の判決が1月20日、大阪地裁であつた。龍見昇裁判長はGHに対しての使用停止と、管理組合が法的措置に要した実費相当額として求めた約85万円を法人側に支払うよう命じる判決を言い渡した。

管理組合はGHを使用を知らなかつたが約6年前に消防署から指摘を受けた。GHの使用者が判決ではGH使用者が規約違反と認定された。裁判ではGH使用者が規約違反か、「共同の利益に反する行為」かどうかが主な争点となつた。規約違反について龍見裁判長につい

専有部分工事認める 申請不受理 「コロナ予防理由に 区分所有者が仮処分申請

1/13 大阪地裁

管理組合はGHを使用を「規約違反」と認定。GH使用者が規約違反と認定された。裁判ではGH使用者が規約違反か、「共同の利益に反する行為」かどうかが主な争点となつた。規約違反について龍見裁判長につい

専有部分工事認める 申請不受理 「コロナ予防理由に 区分所有者が仮処分申請

1/13 大阪地裁

違規 反約 「共同利益背逆行爲」と認定

1/20 大阪地裁

大阪地裁は、GHNの申請不受理を認めた。

1/20 大阪地裁

大阪地裁は、GHNの申請不受理を認めた。

大阪地裁は、GHNの申請不受理を認めた。

大阪地裁は、GHNの申請不受理を認めた。

(2面へ続く)

